

柳橋博之編著「現代ムスリム家族法」

日本加除出版株式会社 平成17年2月25日発行

利 光 正 文

イスラーム法（シャリーア）における家族法は、これまで研究対象として扱いにくい分野の一つであったと言えよう。なぜなら、ムスリムの家族法がそれぞれの地域の慣習法や伝統と関連を持ち、理解しにくい側面を有していたからである。「それだけに、家族法は、近代的（あるいは欧米の）価値観と伝統的あるいはイスラーム的な価値観の相克という観点からも、興味深い主題を提供している」ということができる。本書は、このような観点からの研究を進めるための第一歩として企画された。」と、本書の編著者は「はじめに」の中で述べる。

さて、本書は六章よりなり、第一章マレーシアを多和田裕司、第二章インドネシアは小林寧子、第三章フィリピンは森正美、第四章インドは伊藤弘子、第五章モロッコと第六章相続法の概要は柳橋博之の各氏が担当している。以下、章毎に紹介してゆく。

第1章マレーシア、一 マレーシアにおけるイスラーム法制においては、この国がイスラームを国教としているため、多くの州でムスリムに対する他宗教の布教を禁ずる法令が制定されており、歴史上、15世紀のマラッカ王朝成立後、『マラッカ法典』をもとに、マレー世界の各王朝では法が制定され、婚姻に関する規則ではイスラーム四法学派中シャーフィイー法学派のそれが採用されていた、と言う。その後の植民地時代には、イギリス法の制度化が進められ、刑事案件についてはイギリス法のもとにおかれた。一方、ムスリムを対象とする法については、民事案件を中心とする『ムスリム令』が20世紀前半に整備され、独立後まで継続した。独立後、『イスラーム法施行条例』が整えられ、イスラーム行政、婚姻に関する事項、裁判手続き事項などが体系化された。中でも、「イスラーム家族法条例」が各州において制定されていった。この条例における興味深い例として、多和田氏は多妻婚（4人までの妻帯）の規定を上げる。「多妻婚についてマレーシアの多くの州では、妻の同意や男性の収入の証明、さらには裁判所の事前許可など、複数の妻との婚姻が簡単にはできないような手続きを定めている。これはすでに述べた、統一的なイスラーム家族法制定にむけての動きのなかで取り決められたものであるが、多妻婚が可能となる条件を厳しくし、それによって多妻婚自体は認めつつも実質的に困難にするという「整合」がなされたのであった。」 次に、二 イスラーム家族法（連邦直轄領）法1984年（法303）として、この法の全訳が掲載されている。第1部序、第2部婚姻、第3部婚姻の登録、第4部婚姻の締結および登録に関する罰則およびその他の条項、第5部婚姻の解消、第6部妻、子その他の扶養、第7部後見、第8部その他の事項、第9部罰則、第10部一般的な事項、よりなっている。それぞれについては、紙幅の都合上割愛する。

第2章インドネシア、一 インドネシアのイスラーム法と家族法。世俗的近代法体系が優先するインドネシアでは、イスラーム法は主に家族法の分野で成文化されるにとどまっている。総人口の約9割をムスリムが占めるインドネシアは、世界一のムスリム国家であるが、イスラームは国教ではない。しかし、宗教は国民の生活に大きな位置を占め、宗教機関・制度の監督行政を司る宗教省が設けられている。ただ、宗教省は行政事務を扱う官庁であり、宗教教義に関する問題におけるイニシアティブは取らない。イスラーム法への配慮から宗教裁判所が設けられているが、これもムスリム家庭裁判所とも呼べるものである。以上のことから、大半の国民の生活に直接関わるのは、スハルト大統領時代に制定された家族法関係の法規である。家族法の中でも重要なものは婚姻法で、婚姻登録の義務、一夫一妻婚の原則、婚姻適齢の設定、婚姻問題への裁判所の介入、婚姻における男女同権の確立等が規定されている。つまり、この法律は近代法治国家として、それまで国民の私的事項とされてきた家族問題を国家管理下に置くことを目的としている、と小林氏は分析する。以下、婚姻および宗教裁判等に関する法令の訳である。二 婚姻に関するインドネシア共和国法律1974年第1号（婚姻法）、三 婚姻に関する法律1974年第1号の施行に関するインドネシア共和国政令1975年第9号、四 文民公務員の婚姻離婚許可に関するインドネシア共和国政令1983年第10号、五 宗教裁判に関するインドネシア共和国法律1989年第7号、六 インドネシア共和国大統領指令1991年第1号。

第3章フィリピン、一 マイノリティの身分法—キリスト教的法伝統とフィリピン・ムスリム身分法。共和国として独立以降、キリスト教徒が人口の9割以上を占めるフィリピンでは、マイノリティであるムスリムはモロ民族解放戦線を結成し、政府との間で闘争を繰り返して来た。ムスリムの分離独立運動が高まる中で、政府の懐柔策の一環として「フィリピン・ムスリム身分法」とそれに続く「フィリピン家族法」の法典化が進められた。両者を「一夫多妻婚と重婚」において比較すると、ムスリム男性は4人までなら妻を持つことが出来るが、すべての妻に平等に接し、公平に扱わねばならないことになっているが、前者では、ムスリム男性による一夫多妻婚は改正刑事法の重婚罪にはあたらないと述べられている。一方、後者では重婚に対する規定を設けていない。これは、一夫一婦婚が暗黙の了解となっており、むしろ一夫多妻婚は、ムスリムの慣習的な婚姻形態として例外的に位置づけられている。一夫一婦婚はより近代的であり、一夫多妻婚はムスリムや先住民に特有の未開で遅れた特殊な慣習であるという認識が一般的には広く浸透している、と森氏は解説する。以下はシャリーア裁判等に関する訳である。二 大統領令第1083号、三 シャリーア裁判所手続（IJRAAT AL MAHAKIM AL SHARI'AH）特別規則を規定する裁判所決定、四 シャリーア裁判所特別司法試験関連通達。

第4章インド、一 インドのイスラーム家族法。ヒンドゥー教徒が多数派で、ムスリムは人口の12%（1億人）を占めるにとどまる。イギリスの植民地時代においては、民事裁判に関しムスリムには「コーランの法」、ヒンドゥー教徒には「シャーストラ」の法と棲み分けが行われていた。独立後のインド共和国においては、一般法とパーソナルローが併存する。外国人がインド国内で婚

婚姻行地法による婚姻する場合には特別婚姻法によるなど、一般法は当事者の国籍や宗教を問わず適用される。これに対して、パーソナルローはインドの場合には原則として当事者の所属する宗教および学派（セクト）に基づいて決定される。例えば、婚資（マハル）に関して言うと、インドではダウリ（dowry：持参金）の慣習があり、ムスリムでも婚姻の際に花嫁の父に多額の持参金を要求することが広く行われている。持参金の金額は地域、所属するコミュニティや当事者とその親族の職業などの要素で異なるが、非常に負担が高いためにイギリス時代から規制が行われ、一般法たるダウリ禁止法（Dowry Prohibition Act, 1961）が制定された。ただし、ムスリムの婚資はこの法律の適用から除外される、と伊藤氏は言う。以下、二 はムスリム家族法の訳である。

第5章モロッコ、一 モロッコ法体制の変遷と家族立法。モロッコはイスラームの強い国であるが、フランスの保護領（北部の一部はスペイン領）となっていた時期、行政、司法、教育、経済、財政、軍事といった世俗的な部分で改革が推進された。しかし、宗教に関する部分では、伝統的な体制が温存された。独立後、近代的な司法制度の確立が図られている、と柳橋氏は述べる。家族法の分野で言えば、イスラーム四法学派の一つマーリク派学説が取捨選択され、新しい家族法典である「家族集成（Mudawwanat al-usra）」が発布された。二 では「家族集成」の訳が載せられている。

第6章相続法の概要。一 法定相続人の分類、二 割当相続人とアサバの相続分、三 相続分早わかり。相続を考える場合、血族は割当相続人、アサバ（残余相続人）と非アサバの3つに分けられる。コーランにも述べられている如く、男子は女子2人分の持分を有するけれども、男性同士・女性同士の間では均分相続が行われる。従って、息子2人、娘3人だけが遺された場合、息子は一人あたり7分の2、娘は一人あたり7分の1の相続分を得る。その他の全ての卑属は相続から排除される。しかしながら、イスラームの相続は非常に複雑であるので、三 相続分早わかりにおいて、表による説明を加えており、我々の理解を容易にする。

以上、各章毎の概要を紹介して来た。これまで、イスラーム法における家族法の分野の研究は、その煩雑さ故に見過ごされてきたように思える。しかし、イスラーム諸国で法典化が進む中、法典化の内容を明示するとともに、それぞれの地域における第一線の研究者の研究成果を集めた本書は、イスラーム社会の考察を行う上での、道筋を示す格好の指南書である、と言えよう。